

第8分科会

問題提起

本当の「こどもまんなか社会」って？

こども家庭庁の発足からこれまでの経過

「こどもがまんなかの社会」を実現するとして、2023年4月に子ども家庭庁が発足しました。「子どもの視点に立って意見を聞き、子どもにとっていちばんの利益を考え、子どもの家庭の、福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る為」と、様々な法整備が行われていますが、現在の制度で本当に子どもたちの権利は守られるのでしょうか？

2023年12月22日、「子ども大綱」が閣議決定されました。この中には子どもや若者の健やかな成長のための施策の他、少子化対策、子どもの貧困対策など幅広いこども施策が網羅されています。同日に「こども未来戦略」も閣議決定され、「保育所職員の配置基準の改正」や「こども誰でも通園制度」の創設等が示されました。

「こども未来戦略」には若者の結婚から出産・育児に関わる様々なプランが示されています。少子高齢化の進む日本で、子どもを産み、育てやすい社会にするための仕組み作りは喫緊の課題です。しかし、この間、政府が行っている施策で、ほんとうの意味で「こどもまんなか社会」は実現するのでしょうか。「こども未来戦略」に示された「こども誰でも通園制度」の創設に向けては、現在試行的事業が行われていますが、本格的実施は施設と保護者の直接契約で全国どこにおいても利用時間内であれば預けられるという内容となっています。保育の公的責任は著しく後退し、安全面についても非常に懸念される状況が山積しています。何よりも預けられる子どもの気持ちを考えると問題のある制度と言わざるを得ません。また、2024年6月12日には、児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度など、子育て支援策の財源確保として、2026年から公的医療保険に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金制度」が発足します。公的医療保険に上乗せして確保したお金を、医療ではなく子育て支援に使うという財源の確保の仕方にも問題があります。

そして現在、全国各地で問題となっている保育士不足。現場では支援を必要とする子どもや家庭も多い中、職員が十分に確保できず、支援が行き届かないという現状も多く見られています。

これまでの取り組みと課題

この間、社会的に保育・教育問題がクローズアップされてきました。保育・教育内容に関すること、現場で働

く職員の働き方に関することなどたくさん問題があります。その一つが「保幼小架け橋プログラム」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の問題です。これまで保育現場では保育者が子どもの主体性や自由な意思表現を尊重して、保護者や地域と共に創造的な保育実践を作り上げてきました。しかし「保幼少架け橋プログラム」で「教育開始年齢の早期化」に踏み込みその教育内容をプログラム化し、そのプログラムの中の一つ一つが「育って欲しい姿」の各項目と関連付けられるという窮屈な状況の中で、子どもの権利が守られるのでしょうか。保育内容は、目の前の子どもの状況、地域の実情に即し、現場が創造すべきものです。そのような保育を行うためには、まず保育現場の厳しすぎる労働条件の改善が喫緊の課題なのです。そのことに確信を持ち、保育関係者は長年に渡り、保育士の配置基準や保育環境改善の為に、全国の保育関係者や保護者が子育ての為に予算を大幅に上げて欲しい！と署名活動や、国会要請に行くなどの活動を続けてきました。大きく山を動かしたのが、愛知から始まった「子どもたちにもう一人保育士を！」の取り組みです。この取り組みが全国の現場の保育士や保護者を励まし、共感を呼び、たくさんの人を巻き込んで各地に広がり大きな世論となりました。その結果76年ぶりに、「4・5歳児について、30対1から25対1への改善」へと国が動きました。しかし、保育士不足の為に、保育士の確保できない施設には期限未定の経過措置が設けられています。また重大な保育事故は0歳～2歳の低年齢児で多く起こることを考えても、乳児における配置基準の改善も緊急の課題であり、更なる配置基準の改善に向けて声をあげ続ける必要があります。

真の「こどもまんなか社会」を目指して！

真の「こどもがまんなかの社会」の実現の為に、国がすすめようとしている政策の在り方を変える必要があります。この分科会では、主に就学前の子どもたちを取り巻く現状はどうなっているのかを、「子どもたちにもう一人保育士を実行委員会」の取り組みや、保育現場での子育て支援の状況の報告の中から捉え、現場で直面している課題を共有し、子どもの人権が大切にされる社会の実現に向けて考えます。